

○平成24年第1回市議会臨時会に付議する案件

承認案件	4件
補正予算案件	1件
計	5件

《承認案件》

(総務部)

◆専決処分の承認を求める件(平成23年度美唄市一般会計補正予算(第8号))

専決第2号 平成24年3月27日専決 経営会議資料2

◆専決処分の承認を求める件(平成23年度美唄市一般会計補正予算(第9号))

専決第3号 平成24年3月30日専決 経営会議資料3

◆専決処分の承認を求める件(平成24年度美唄市一般会計補正予算(第2号))

専決第5号 平成24年4月12日専決 経営会議資料4

(市民部)

◆専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)

専決第4号 平成24年3月31日専決

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第109号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成24年省令第28号)が平成24年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成24年4月1日に施行されることから、美唄市税条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る3月31日付けで専決処分を行ったので、議会に報告し、その承認を求めるもの。

<改正内容>

1 市民税

- ・公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。
- ・東日本大震災により家屋を滅失したことで、居住の用に供することがで

きなくなった土地を譲渡する場合の期限を延長することとした。

2 固定資産税

- ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長することとした。
- ・土地に係る価格の負担調整措置を3年延長することとした。
- ・住宅用地に係る措置特例について経過措置を講じ、平成26年度に廃止することとした。
- ・図書館、博物館又は幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置を追加することとした。

3 特別土地保有税

- ・土地に係る価格の負担調整措置を3年延長することとした。

4 国民健康保険税

- ・国民健康保険の被保険者等が東日本大震災により家屋を滅失したことで、居住の用に供することができなくなった土地を譲渡する場合の期限を延長することとした。

5 都市計画税

- ・新築住宅に係る都市計画税の減額措置を2年延長することとした。
- ・土地に係る価格の負担調整措置を3年延長することとした。
- ・住宅用地に係る措置特例について経過措置を講じ、平成26年度に廃止することとした。
- ・図書館、博物館又は幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置を追加することとした。

●施行期日 一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成24年度美唄市一般会計補正予算(第3号)

補正内容 経営会議資料5

日程(予定)

4月11日(水)経営会議	16(月)
12日(木)	17(火)
13日(金)	18(水)
14日(土)	19(木)
15日(日)	20(金)